

第1号議案

北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する 系統シミュレーション業務委託の実施について

2018年9月11日、世耕弘成経済産業大臣より、北海道電力株式会社と電力広域的運営推進機関（以下「当機関」という。）に対し、今回の大規模停電の原因等についての検証作業に着手するよう指示がなされた。この指示を受け当機関は、中立・公平な立場で客観的なデータに基づき、第三者を交えた透明性の高い厳正な検証を行うこととしたが、そのうち、系統シミュレーション業務については、業務委託により実施とする。なお、会計規程第22条(2)に基づき、業務委託は一般財団法人電力中央研究所との随意契約とする。

1. 契約概要

件名	北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する系統シミュレーション業務
契約形態	業務委託（随意契約）
契約先	一般財団法人電力中央研究所
契約期間	契約締結日～2019年3月下旬 （契約締結日から6ヶ月間）
契約金額	円

2. 業務委託内容

(1) ブラックアウトに至るまでの周波数応動解析業務

MATLAB/Simulink、CPATなどにより9月6日午前3時7分の地震発生後から午前3時25分の大規模停電（ブラックアウト）に至るまでの北海道エリアの周波数応動等を、シミュレーションで再現する。

また、上記データを使い、再発防止策等の検証を行う。

(2) ブラックスタート電源立上げ時の過渡解析業務

大規模停電後、一定の供給力（約300万kW）確保に至るプロセス（9月6日及び7日）における技術的な検証（ブラックスタート電源の立ち上げ等）を行うため、過渡解析シミュレーションを行う。

また、上記データを使い、再発防止策等の検証を行う。

3. 随意契約とする理由

早急な検証が必要であり競争入札を行う期間がなく、下記の条件に該当する委託先候補が一般財団法人電力中央研究所に限られるため、会計規程第22条(2)「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」に基づき、随意契約とする。

- ・電力設備（発電設備・流通設備）に関する豊富な知見、及び系統解析に関する高度な技術を有している。
- ・同種他社では契約希望期間内での対応は不可能と回答を得ている。

別紙：北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する系統シミュレーション
業務委託仕様書（案）

以 上

（参考）

会計規程

（随意契約）

第22条 本機関の契約が次の各号の一に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約の方法によることができる。

- （1） 契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき。
- （2） 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- （3） 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- （4） 前各号に規定する場合のほか、予定価格が少額の時又はその他本機関の事業運営上特に必要があるとき。